

○インターネット異性紹介事業届出等事務取扱要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 1 5 号 〕

インターネット異性紹介事業届出等事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 1 5 年法律第 8 3 号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成 1 5 年国家公安委員会規則第 1 5 号。以下「規則」という。）及び山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）に基づくインターネット異性紹介事業の届出等に関する事務の取扱い及び行政処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 届出書（規則別記様式第 1 号、第 2 号及び第 3 号関係）

1 事業開始届出書

(1) 受理時の措置

警察署長は、規則第 1 条第 1 項に規定する事業開始届出書（規則別記様式第 1 号。以下「開始届出書」という。）が提出された場合は、次に掲げる事項について審査し、誤りがないときは、これを受理するものとする。

(ア) 届出事項の記載内容の適否

(イ) 規則第 1 条第 3 項に規定する添付書類の適否

(2) 欠格事由該当の審査

警察署長は、開始届出書を受理したときは、当該事業者が法第 8 条の各号のいずれかに該当しないかを、インターネット異性紹介事業開始届出者に対する審査結果書（第 1 号様式）の項目に基づいて審査するものとする。

(3) 本部への書類送付

警察署長は、開始届出書を受理したときは、インターネット異性紹介事業開始届出書の送付について（第 2 号様式）により、当該開始届出書の写しを、生活安全部 人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）を經由し、警察本部長に送付するものとする。

(4) 開始届出書における「事業を開始しようとする年月日」について

開始届出書受理時において、現にインターネット異性紹介事業を行っているインターネット異性紹介事業者については、現に行っている事業を開始した年月日を記載させること。

2 事業廃止届出書

警察署長は、規則第2条第1項第1号に規定する事業廃止届出書(規則別記様式第2号。以下「廃止届出書」という。)が提出された場合、当該廃止届出書の写しを、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく届出書()の送付について(第3号様式)により、人身安全・少年課長を経由し、警察本部長に送付するものとする。

3 届出事項変更届出書

(1) 受理時の措置

警察署長は、規則第2条第1項第2号に規定する届出事項変更届出書(規則別記様式第3号。以下「変更届出書」という。)が提出されたときは、その事実の相違を確認して受理するものとする。

(2) 本部への資料送付

警察署長は、(1)の場合において、2の手続により、警察本部長に送付するものとする。

第3 欠格事由該当の有無の審査要領(法第8条関係)

- 1 開始の届出が個人である場合には、法第8条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面、また、開始の届出が法人である場合には、各役員に係る法第8条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面の提出を受けること。

2 第1号関係

法第8条第1号に定める者に該当するか否かについては、規則第1条第3項第1号ハに掲げる市区町村長の証明書により判断すること。

3 第2号関係

法第8条第2号に定める者に該当するか否かの判断は、各地方検察庁に対する照会の回答に基づき行うこと。

4 第3号関係

法第8条第3号に定める者に該当するか否かについては、第5の警察情報管理シス

テムによるインターネット異性紹介事業管理業務により判断すること。

5 第4号関係

法第8条第4号に定める者に該当するか否かについては、警察庁情報管理システムによる山梨県警察組織犯罪情報管理システムによる暴力団情報管理業務実施細則の制定について（令和2年2月27日付け、組対指第187号）に基づき、刑事部組織犯罪対策課に照会の上、判断すること。

6 第5号関係

法第8条第5号に定める者に該当するか否かについては、1の誓約する書面によること。

7 第6号関係

法第8条第6号に定める者に該当するか否かについては、規則第1条第3項第1号イに掲げる書類により成年に達しているか否かを確認すること。

8 第7号関係

法第8条第7号該当の有無については、法人のすべての役員の欠格事由該当の有無を2から6の要領で判断すること。

第4 受理番号の付し方

1 開始届出書関係

法第7条第1項による届出は、開始届出書を提出して行うこととされているが、この開始届出書の受理番号については、11桁とし、先頭2桁を都道府県コード（警察庁情報管理システムの対象業務に使用する共通コードについて（平成31年3月20日付け、警察庁丁情管発第319号）の「2 都道府県等別コード」参照。本県については、「47」を指定）、その次の2桁を届出を受理した西暦年の下2桁、その後に、4桁の一連番号（生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）で管理、付与する。）、末尾3桁は「000」を付すこと。

《例1》令和元年12月に本県で最初にA事業者の開始届出を受理

受理番号→47190001000

2 廃止届出書関係

法第7条第2項の規定により、インターネット異性紹介事業を廃止したときは、廃止届出書を提出することにより行うこととされているが、この廃止届出書の受理番号については、先頭8桁を当該廃止事業者の開始届出書に付された受理番号の先頭8桁

と同一とし、末尾 3 桁に「9 9 9」を付すこと。

《例 2》令和 2 年 3 月に A 事業者の廃止届出を受理

受理番号→4 7 1 9 0 0 0 1 9 9 9

3 変更届出書関係

法第 7 条第 2 項の規定による届出で、法第 7 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更届出書を提出して行うこととされているが、この変更届出書の受理番号については、先頭 8 桁を当該変更届出事業者の事業開始届出時に付された受理番号とし、変更届出書の届出回数の一連番号を末尾 3 桁の数字で付すこと。

《例 3》令和 2 年 1 2 月に A 事業者の 1 回目の変更届出を受理

受理番号→4 7 1 9 0 0 0 1 0 0 1

《例 4》令和 3 年 1 月に A 事業者の 2 回目の変更届出を受理

受理番号→4 7 1 9 0 0 0 1 0 0 2

注： 公安委員会の管轄を異にして事務所を変更した場合
変更前の受理番号を継続する。

第 5 国家公安委員会への報告及び公安委員会への通報（法第 1 7 条第 1 項関係）

法第 1 7 条に規定する国家公安委員会への報告及び国家公安委員会から公安委員会への通報は、人身安全・少年課に配置する電子計算機を用いて「警察情報管理システムによるインターネット異性紹介事業管理業務」に報告に係る事項を入力することにより行うこと。

第 6 行政処分に係る公安委員会間の通報

法第 1 7 条第 2 項に規定する公安委員会間の通報は、規則第 1 1 条第 2 項各号に掲げる事項について、行政処分事由該当事案等通報書（別紙）に必要書類を添えて通報するものとする。

第 7 届出証明書等の交付

法には、開始届出書を受理したことを警察が証明する書面に関する規定は設けられていない。法定外の書面を交付することは差し控えること。

第 8 犯罪等の報告

警察署長は、インターネット異性紹介事業者等による、犯罪を認知したときは、インターネット異性紹介事業者等による犯罪等の報告（第 4 号様式）により、速やかに人身安全・少年課を経由し、警察本部長に報告するものとする。

第9 届出受理台帳等の備付け

人身安全・少年課長は、(1)に掲げる台帳を、警察署長は、(2)に掲げる台帳を備え付け、記載内容の変更、事業の廃止等の事由が生じたときは、その都度整理しておくとともに、所定の期間保存するものとする。

(1) インターネット異性紹介事業受理番号台帳（第5号様式）

(2) インターネット異性紹介事業者台帳（第6号様式）及び継紙（第7号様式）

第10 行政処分の進達

警察署長は、法第13条、第14条第1項又は第15条第2項の規定による処分を必要と認めるときは、行政処分上申書（第8号様式）に必要書類を添えて人身安全・少年課長を経由し、公安委員会に進達するものとする。

第11 その他

- 1 開始届出書及びインターネット異性紹介事業者そのもの又は法人であるインターネット異性紹介事業者の役員に係る変更届出書を受理した際は、欠格事由該当の有無について迅速かつ的確に判断することに配意すること。
- 2 規則第5条第1項第4号の識別符号付与業務の委託を受ける者についての欠格事由該当の有無の判断は、第3及び第11の1に準じて行うこと。

様式略